

# 知事意見

## 「（仮称）境東新井地区工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見について

令和6年8月5日

### 1 大気環境について

- (1) 公園・緑地計画について、環境影響への低減や景観の形成を考慮し、事業実施区域と周辺の住宅の間に大きな樹木を配置することを検討すること。
- (2) 入居企業の配置について、事業実施区域外への環境影響を極力回避するため、重工業やプレス業など騒音や低周波の駆動源となる機械の稼働率が高い企業を事業実施区域の中央に配置するよう検討すること。
- (3) 低周波音の予測について、供用後の建物の構造によって発生する可能性があることから、それらを考慮すること。
- (4) 主要地方道前橋館林線の開発交通量について、事業実施区域の南側正面からの供用車両の出入りを計画していることから、事後調査における定量的な分析を行うこと。また、主要地方道前橋館林線の東側から事業実施区域南側正面への進入に関する右折レーン延長の検討について、伊勢崎市と協議すること。
- (5) 交通の流れについて、事業実施区域だけでなく周辺の団地を含めた上で道路の配置を検討すること。
- (6) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第14条及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条に基づき、特定建設作業を行う場合は作業開始の前の7日前までに届出をするとともに、機材の使用や作業場の設置に当たっては周辺住民に十分配慮した対策を講じること。
- (7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第6条及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第6条に基づき、規制対象施設（特定施設）に該当する施設を設置する場合は設置工事開始日の30日前までに必要な届出をするとともに、騒音・振動を発生する機器又は作業場の設置に当たっては近隣に配慮し、十分離れた場所に設置する等の対策を講じること。
- (8) 準備書9ページ「図2.6-1土地利用計画図」の公園1の配置について、事業実施区域の中心に近い場所に配置する計画では十分な騒音の軽減等対策に活用できないため、配置を再検討すること。また、公園1のあり方について緑地としての活用も検討すること。
- (9) 準備書22ページの2.6.5工事中の環境配慮・環境保全対策について、工事期間における散水及び清掃に伴う排水が周囲の農用地に影響を与えないよう必要な措置を講じること。
- (10) 準備書128ページ「表7.1-49 想定される発生交通量」について、計3,602台/日は県道2号前橋

館林線の交通量（現況断面交通量、地点1：16,587台／日、地点2：16,419台／日）に与える影響が大きいと考えられることから、影響の内容や度合いについて示すこと。

- (11) 準備書141ページ「図7.1-16事業所の配置及び煙突位置」について、入居企業が設ける従業員駐車場や荷捌き施設の位置により周辺環境への影響が異なることから、周辺環境へ配慮した対応を検討すること。
- (12) 準備書142ページ「6) 予測結果」について、二酸化硫黄の寄与濃度(0.00329ppm)が将来濃度(0.00429ppm)の約77%に達する計算となることから、予測の不確実性を再度検討すること。
- (13) 準備書181ページ「図7.2-13事業所の配置及び音源位置」について、団地西側、北側及び南側にそれぞれ1点または2点ほど調査地点を追加することを検討すること。

## 2 水環境について

- (1) 準備書9ページ「図2.6-1土地利用計画図」について、事業実施区域の西側には早川が流れ、公園1は沼地で緑地3には地下水が利用できる井戸がある水環境であることから、これらと調整池を組み合わせた公園・緑地計画を検討すること。

## 3 地盤環境について

- (1) 水質の調査について、事業実施区域からの排水や供用開始後の状況を想定し早川下流（環境基準点：前島橋）でどのような影響が生じるかの評価を検討すること。
- (2) 準備書9ページ「図2.6-1土地利用計画図」の公園1の設置場所について、過去の文献によると池であったところを埋め立てたようであり、地盤沈下、不等沈下、地盤破壊及び液状化等のリスクが高いと思われることから、湧水の有無やボーリング調査による土質の強度を把握することを検討し、計画へ反映すること。

## 4 生物環境について

- (1) 事業実施区域に植栽する樹種は外来種ではなく地域の潜在自然植生に配慮したものを選定すること。併せて、地域の動植物が生息しやすい環境になるよう植栽に注意すること。
- (2) 調整池の設計について、動植物が棲みやすいものとなるよう配慮すること。また、管理型ではなく放任型のビオトープとし、浅瀬を作ることや土砂を入れるなど動植物が生息できるよう検討すること。
- (3) 準備書325ページ「表7.9-18(1)注目すべき動物種の予測結果（鳥類）」について、「本種への影響は極めて小さい」と一律に予測するのではなく、事業実施区域の周辺には動物の生息環境が多く存在していることを考慮した上で、予測及び評価すること。
- (4) 準備書411ページ「表10.1-1事後調査の実施の有無及びその理由」について、環境要素のうち動物は

事後調査を実施しないこととしているが、事業実施区域には人が住んでいない建物があり、特定外来種のアライグマなどが生息している可能性があることから、事後調査の実施について検討すること。また、過去に造成した工業団地の調整池には多くの動植物が生息していることから、その状況を参考にした調整池の設計を検討すること。

## 5 人と自然との触れ合いについて

- (1) 公園の整備について、地域住民に活用してもらえる公園を作り上げるため管理者となる伊勢崎市と十分に協議すること。
- (2) 競走馬のトレーニング施設について、競走馬のトレーニング施設は希少であることから、例えば厩舎を模した東屋等を計画するなど軌跡を残すことを検討すること。
- (3) 準備書9ページ「図2.6-1土地利用計画図」について、埋蔵文化財の試掘調査及びその後の発掘調査の結果、「東山道跡」等重要な遺跡が発見された場合には、事業実施区域内に計画している公園の位置を遺跡の所在する位置に変更するなど、埋蔵文化財を現地で保存できるよう柔軟に対応すること。
- (4) 準備書9ページ「図2.6-1土地利用計画」の公園2の配置について、利用しやすくするため主要地方道前橋館林線に接する位置への配置を検討すること。
- (5) 準備書9ページ「図2.6-1土地利用計画」の緑地1, 2及び公園2に接する道路について、周辺の住宅や境北部工業団地への交通の流れを考慮した設計を検討すること。なお、設計に当たっては、トラックの待機場所となることを踏まえた道路の切り回しを考慮すること。
- (6) 準備書12ページ「(2)公園・緑地計画」について、事業実施区域の周辺は植生自然度が低いことから、設置する公園や緑地は本地域において動植物の生息地として大きな役割を持つと考えられる。また、公園や緑地に植栽される高木は騒音等を防ぐ効果が期待できることから、これらを考慮した上で公園や緑地の配置を検討すること。
- (7) 準備書13ページ「図2.6-2(1)道路幅員構成」について、区画道路1は歩道が3メートルあり、区画道路4並及び区画道路5は路肩が5メートルあることから植樹を検討するとともに、植樹する場合は樹木の剪定方法に配慮すること。
- (8) 準備書360ページ「写真7.11-1眺望景観の変化の予測結果」に関して、よりよい景観を創出するためには計画地内周囲に適切な植樹を施すことが有効である。伊勢崎市景観計画や伊勢崎市景観まちづくり条例に則った眺望や景観を形成するため、入居企業に協力を求めること。
- (9) 準備書370ページ「3 調査地点」について、「調査地域は対象事業による埋蔵文化財の損傷等の影響が想定される地域」と記載していることから、既存施設の解体工事による埋蔵文化財の損傷等の影響が想定される場合を含め、埋蔵文化財の保存に関して遺漏のないよう関係機関と十分な調整を実施すること。また、試掘調査は、早期に実施することが望ましいことから、試掘調査の実施時期及び方法等について、群馬県及び伊勢崎市の文化財保護課と協議すること。

## 6 その他

- (1) 周辺住民から苦情・要望があった場合は、真摯に対応をすること。また、周辺地区に対し事業状況及び公害対策について、説明する機会を積極的に設け良好な関係を構築できるよう努めること。
- (2) 騒音や振動、トラック等の走行について、生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。